障害者活躍推進計画

機関名	伊那市教育委員会
任命権者	伊那市教育委員会
計画期間	令和７年４月１日～令和１２年３月３１日（５年間）
伊那市教育委員会における障害者雇用に関する課題	伊那市において、正規職員及び会計年度任用職員募集・採用・異動等の人事案件について、その行政規模から、市長事務部局と教育委員会が密接に連携しています（県費負担教職員は除きます）。 このことから、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」といいます）第４２条による「特例認定」を平成１９年５月２２日付で受け、障害者任免状況通報において伊那市及び伊那市教育委員会の２機関を合算して報告してきました（ただし、それぞれの機関毎にも作成）。このため、市長事務部局及び教育委員会は一体となって障害者雇用とその定着に努めてきました。 法定雇用率については、特例認定後、未達の年度があり、特に平成２８年度以降は法定雇用率の引き上げもある中で達成できていない状況が続いています。平成２９年度以降、全庁から作業の切り出しを行い、新たな障害者雇用につなげるなどの工夫を通じ、いわゆる「障害者採用計画」に沿った採用を行ってきていますが、個人都合による離職や障害を持つ職員の特別地方公共団体への派遣などにより、法定雇用率が達成できない状況が続いています。 本計画の取組を通じ、計画期間において、毎年度法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害を持つ職員の活躍のために、現在の取組を徐々に広げる形で更なる体制整備や各種取組を進めていきます。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年６月１日時点） 各年度において、６月１日時点の法定雇用率以上

	ただし、特例認定後の「伊那市」で達成を目指します。 現行の法定雇用率　伊那市　２．８％ 伊那市教育委員会　２．７％ 令和８年以降（予定）　伊那市　３．０％ 伊那市教育委員会　２．９％ （参考）令和６年６月１日時点の実雇用率：　２．５９％ 伊那市単独　２．９２％ 伊那市教育委員会　２．３８％ （評価方法）　毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行います。
② 定着に関する目標	**【伊那市教育委員会】** **不本意な離職者は極力生じさせない** （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行います。
取組内容	
１　障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	**【伊那市教育委員会】** ○障害者雇用推進者として、学校教育課長を選任します。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者雇用担当者等）及び組織外関係機関（伊那公共職業安定所、長野県、障害者就業・生活支援センター、その他障害者が利用している支援機関）との相談体制について、市長事務部局とともに連携して相談体制を維持します。
(2)人材面	**【伊那市教育委員会】** ○障害者職業相談員を選任し、市長事務部局で選任された障害者職業相談員及び総務課の職員健康管理担当保健師と連携して、障害者の職業生活全般についての相談・指導を行います。

2　障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	【伊那市】 ○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望を踏まえられるよう、年に１回以上、全庁に職務整理表を活用した業務の切り出しを依頼し、職務の選定及び創出について検討を行います。 ○新規採用や異動のあった職員を中心に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかを点検し、必要に応じて対応を検討します。 【伊那市教育委員会】 ○事務局が少数課体制であり、多様な業務から切り出しや創出を行うことが難しいため、市長事務部局の業務の切り出し作業や適切なマッチングの点検に協力して実施し、現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望を踏まえられるよう、職務の選定及び創出について検討を行います。
3　障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	【伊那市教育委員会】 ○必要に応じて面談やアンケート調査を実施し、必要としている配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じます。 ハード：教育委員会所管施設や設備の改修等 ソフト：作業マニュアルのカスタマイズ化、チェックリストの作成、作業手順の見直し等 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。 ○県費負担教職員について、長野県教育委員会から情報提供があった場合は、必要な合理的配慮を行うことを検討します。

(2)募集・採用	【伊那市教育委員会】 ○軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、職務の選定を工夫し、多様な障害に対応した採用に努めます。 ○採用までに、少ない勤務時間での慣らし期間を設ける等、障害特性への配慮を行います。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	【伊那市教育委員会】 ○治療と仕事の両立支援や、配属する職場の配慮等を行います。 ○会計年度任用職員については、勤務時間や勤務日数の設定を柔軟に行います。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇など各種休暇の利用を促進します。
(4)キャリア形成	【伊那市教育委員会】 ○会計年度任用職員について、採用の時点における中長期的なキャリア形成に関する本人希望の有無を把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定ができるように努めます。また、任期の終了後においても公務内外で就労できるように支援を行います。 ○本人の希望を踏まえつつ、必要な研修への参加を促します。
(5)その他の人事管理	【伊那市教育委員会】 ○市長事務部局の障害者職業相談員と協力して、本人希望等の必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行います。

	○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいいます。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を、人事及び労務管理を行う市長事務部局と実施します。
４　その他	
	【伊那市教育委員会】 ○「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき保健福祉部社会福祉課の定める「伊那市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に従い、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。 ○庁舎で実施されている障害福祉施設や障害者サービス事業所の販売会、職員を対象とした自主製品等のカタログ販売に協力します。

（注）「障害」の表記について

令和６年３月に策定された令和６年度～令和８年度を計画期間とした「第７期伊那市障害福祉計画」「第３期伊那市障害児福祉計画」に記載されている、「伊那市では伊那市障害者計画（令和元年度～令和５年度）策定時に伊那市障害者施策推進協議会や障害者団体等の意見を踏まえ、「障がい」ではなく「障害」と統一して表記することとしました。」との方針に従い、本計画では「障害」の表記を使用しています。